

## 酒類等製造免許の法人成り等の場合の免許審査項目一覧表

法令解釈通達第2編第7条《酒類の製造免許》第1項関係5《法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い》の規定による免許処理における審査項目は基本的には新規の場合の審査項目と同じですが、特に次の事項を審査することとしております。

審 査 項 目		該 当 条 項 等
法 人 成 り 等 の 場 合 の 要 件	法 人 成 り 等 の 形 態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒税法7条</li> <li>・法令解釈通達 2編7条1項5</li> </ul>
	(1) 酒類等の製造者である個人が主体となって法人を設立する場合又は酒類等の製造者である2以上の個人が合同して法人を設立する場合	
	(2) 酒類等の製造者である法人が解散し、新たに独立の人格（法人又は個人）となる場合	
	(3) 酒類等の製造者の一部の製造場（清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、その他の焼酎（第10条第11号関係の2《酒類の製造免許の取扱い》の(4)のロに定める単式蒸留焼酎をいう。以下同じ。）、みりん及び原料用アルコールの製造場を除く。）が、当該製造者から離れ、独立の人格となる場合	
(4) 法人が酒類等の製造者である法人と合併する場合又は法人と酒類等の製造者である法人が合併して法人を新設する場合		
(5) 製造者の営業を譲り受けて酒類（清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、その他の焼酎、みりん及び原料用アルコールに限る。）の製造をしようとする場合。ただし、法第19条《製造業又は販売業の相続等》に定める事業譲渡又は次の一つに該当する場合を除く。		
イ 営業の譲受けに係る酒類の製造免許に期限が付けられている場合		
ロ 営業を譲り渡す者が、法第12条《酒類の製造免許の取消し》第1号、第3号又は第4号に該当している場合		
(注) 営業の譲受けとは、酒類等製造業を行う目的のために組織化され、有機的一体として機能する財産（得意先関係等の経済的価値のある事実関係を含む。）の全部及び重要な一部を譲渡し、譲渡者の営業的活動を承継させることにより、譲渡者の競業避止義務を負う結果を伴うものをいう。 なお、これに該当しない場合には、営業の譲受けの取扱いはしない。		
新規の酒類等の製造免許申請書の提出に併せて、それまで製造をしてきた既存の酒類等の製造場（以下「既存製造場」という。）に係る酒類等の製造免許の取消申請書が同時に提出されていること		
当該申請が第10条の1<申請者等に関する人的要件>及び同条第10号関係の1<「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義>に定める要件を満たしていること		
既存製造場と異なる場所において製造しようとする場合には、当該場所が法第10条第9号に該当せず、かつ、第10条第12号関係の2<設備要件>を満たしていること		